

旧警戒区域内の家畜死体の処理の早急な実施及び汚染牧草の取扱いに対する対策の強化を求める意見書

旧警戒区域内に一時埋却及び放置されている家畜死体は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）からの指示により実施した安楽死措置によって生じたものであることから、当県ではかねてより、国の責任において全て処理するよう要請してきたところである。しかしながら、いまだに実施されずにそのまま残されていることから、住民の帰還を始めとする被災地域の復興や営農再開等へ向けての障壁になることが懸念されている。

また、原子力災害に伴う新たな概念の廃棄物である汚染牧草について、昨年10月、他県で発生したものが当県に搬入されるという問題が生じたことから、国に対し、汚染牧草の搬入中止を指導するとともに、関係法令上の取扱いを明確にするとともに、汚染牧草を保管する地方自治体に対して、適切に対応するよう指導すること。

よって、国においては、当県の復興を加速するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 旧警戒区域内の安楽死措置した家畜死体の全てを国において早急に処理すること。
- 2 汚染牧草の処分等に当たっては、早急に関係法令上の取扱いを明確にするとともに、汚染牧草を保管する地方自治体に対して、適切に対応するよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
農林水産大臣
環境大臣
復興大臣

福島県議会議長 杉山純一